

令和2年4月21日

保護者の皆様へ

高松市教育委員会
教育長 藤本 泰雄
高松市立多肥小学校
校長 溝内 哲也

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の延長について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえまして、学校保健安全法第20条に基づき、本市においては、下記のような措置をとることにしました。

つきましては、臨時休業中、不要な外出をできるだけ控えさせるなど、児童生徒が健康・安全を第一に考えた生活を送ることができますよう、ご家庭におかれましてもご指導をよろしく申し上げます。

記

1 臨時休業延長期間

令和2年4月25日(土)から5月10日(日)までとします。

2 登校日について

(1) 児童生徒の健康・安全確認及び休業中の生活・学習指導を行うため、令和2年4月27日(月)及び28日(火)を臨時の登校日とします。なお、登下校については3つの密を避けるため、学年・クラスによる分散登下校(別紙参照)とします。給食はありません。

(2) 臨時の登校日(授業日ではない)のため、児童生徒の登校については、保護者の判断とします。発熱や咳の症状がある場合は、登校を控えるようにしてください(欠席にはなりません)。登校しない場合は、御面倒ですが、学校へ(電話/メールにて)連絡をお願いします。

3 休業中の生活についての留意点

(1) 規則正しい生活を送ることを心掛け、手洗いや部屋の換気など、健康の保持に努めてください。

(2) 家事の手伝いなど、家族の一員として望ましい行動をとってください。

(3) 家庭学習時間を適切に取り、学校からの宿題を含め復習や、新しい教科書の閲覧など学習内容の予習に努めてください。

本市では、児童生徒の学習を支援するため、高松市総合教育センターのホームページ内に支援サイトを開設しておりますので、ぜひ御活用ください。

(「高松市総合教育センター」<http://www.edu-tens.net/kyouikuken/index.html>で検索)

(4) 個人的に用事がある者等の登校は可としますが、可能な限りの感染症対策を講じてください。

(5) 私的な行動について、屋外での運動は制限しませんが、3つの密(密閉・密集・密接)が重なる場所および不要不急の外出は避けてください。

(6) 小学校の運動場については、4月27・28・30日、5月1・7・8日を4月13日～24日と同様に開放を予定しています。

(7) 新型コロナウイルス感染者やその家族、及び濃厚接触者に対する差別や偏見・いじめは許されません。このような差別や偏見・いじめが学校・地域においても生じないよう、学校でも指導しておりますが、ご家庭でも話し合いの機会をもつなど、正しい情報に基づく適切な判断・行動がとれるようご協力をお願いします。

4 その他

今後、新たな情報が入り次第、情報提供いたします。また、5月11日(月)以降については、改めて通知いたします。

(別紙)

☆ 臨時登校日の 対象学年・クラス 及び 登下校時刻

○ 27日(月) . . . 奇数クラス(1・3・5組)が登校します。

| 学年(クラス) | 登校時刻 | 下校時刻 |
|--------------------|-------|--------|
| 1・2・3年 (1・3・5組) | 8時10分 | 10時10分 |
| 4・5・6年 (1・3・5組) | 9時00分 | 11時00分 |

○ 28日(火) . . . 偶数クラス(2・4・6組)が登校します。

| 学年(クラス) | 登校時刻 | 下校時刻 |
|--------------------|-------|--------|
| 1・2・3年 (2・4・6組) | 8時10分 | 10時10分 |
| 4・5・6年 (2・4・6組) | 9時00分 | 11時00分 |

※ 変則な登下校となり、保護者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、子どもたちの健康・安全のために、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

